

引越し費用

市独自支援制度のご案内

地震により住宅が被害を受け、転居を余儀なくされた方へ
引越し費用の一部を支援します。

対象となる方

- ▶ 発災時（令和6年1月1日）に新潟市内に居住していた方
- ▶ 罹災証明書の「住家の被害の程度」が
全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊 の世帯
- ▶ **引越し業者に依頼**し、費用が発生した方

※引越し業者に依頼していない方は対象になりません
(例) ご自身で引越しした世帯などは対象外

発災時の住居の種類は問いません（賃貸アパート等からの引越しもOK）

支援額（消費税分は除く）

被災場所からの引越しにかかった費用の **半額**（上限15万円）

※ 申請は1世帯あたり1回まで

申込期間

令和6年3月21日（木）～
令和6年12月27日（金）まで

必要書類

- ・補助金交付申請書兼実績報告書
- ・**罹災証明書**
- ・領収書など、引越し費用の**支払い先と金額**が分かるもの
- ・住民票（申請者と罹災証明書の世帯主が異なる場合のみ）

申請先

【窓口での申請先】

- ・被災相談窓口、住環境政策課（古町ルフル6階）

【郵送での申請先】

- ・951-8554 中央区古町通7番町1010番地
古町ルフル6階 建築部住環境政策課 025-226-2821

新潟市被災者転居費支援事業補助金 Q&A

No.	質問	回答
1	・必要書類は写しの提出で構わないか。	・罹災証明書、領収書、住民票などは写しの提出で構いません。
2	・発災時点で居住する住宅が持ち家・借家かにかかわらず制度の対象になるか。	・発災時点で居住する住宅は、持ち家・借家かを問いません。
3	・市外へ転居する場合も、制度の対象になるか。	・市外への転居も制度の対象になります。
4	・罹災証明書の世帯主と被災者転居費支援事業の申請者が異なる場合も申請可能か。	・申請可能ですが、申請者が被災場所に居住していたことを確認するため、住民票の提出が必要です。
5	・住民票では、申請者が被災場所に居住していたことが確認できない場合、追加資料が必要か。	・住民票に加え、公共料金の請求書、郵便物等の写しを提出していただき、申請者が被災場所に居住していたことを確認します。
6	・複数回に分けて引越業者に依頼したが、まとめて申請可能か。	・1回にまとめて申請可能です。引越回数分の領収書、振込明細書等を添付して申請してください。
7	・もともと同居していた世帯がやむを得ず別々の住宅に転居した。それぞれで申請可能か。	・それぞれの世帯で転居費支援を申請可能です。
8	・転居先が手狭なため家財の一部をトランクルームに預けたい。トランクルームへの家財の移動は対象になるか。	・トランクルームへの家財の移動も対象になります。転居先への引越費用とまとめて申請してください。
9	・住宅を修理するにあたり、家財を一時的にトランクルームに預けたい。トランクルームへの家財の移動は対象になるか。	・トランクルームへの家財の移動も対象になります。転居後住所欄はトランクルームの住所を記載してください。
10	・要綱第3条第2項第2号の市長が認める被害とはどのようなものか。	・避難指示が出ている、ライフラインが途絶しているなど、やむを得ず転居する必要があると認められる場合です。詳細はお問合せください。
11	・補助金の振り込みまでの期間は。	・申請の受付から、2か月程度の予定です。